

朝霞市条例第11号

朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市職員の給与に関する条例（昭和30年朝霞市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条中第12項を第13項とし、第9項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 60歳を超える職員の昇給は、第6項に規定する期間の全部を極めて良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、規則で定める基準に従い決定するものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。